平成２６年（フ）第２８号
最後の住所　山口県長門市深川湯本2273番地
破産者　亡白木清司相続財産
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
長崎県佐世保市鹿町町深江289番地28
破産者　有限会社若井組
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４５４５号
東京都文京区本郷１丁目５番17号　三洋ビル６Ｆ61号室
破産者　株式会社シーテック
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０３号
徳島県徳島市昭和町８丁目87番地の11
破産者　岩崎　　達
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２２９号
福岡市博多区空港前２―14―21　ウイングビル201号、住民票上の住所福岡県太宰府市通古賀６丁目15番20号　コーポなおみ103号
破産者　今任　敬子
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４５号
宮崎県都城市大王町46号11番地パインフォレストモーニング103号
破産者　山口　和資
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９号
埼玉県越谷市大字大里353番地７
破産者　遠藤　　聡
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
愛知県知多市岡田字開戸43番地の３、開始決定時の住所愛知県知多市新知東町１丁目６番地の18
破産者　新美　高幸
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０９号
愛知県知多郡武豊町字熊野34番地６　ハイヒルズクマノ　４Ｃ号
破産者　田村　　誠
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８３６号
名古屋市港区正徳町６丁目32番地　鬼頭正徳ビル406号
破産者　水谷　　満
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２号
愛知県新城市川田字本宮道18番地１　ボヌール一陽Ａ棟203号
破産者　中北　奉文
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２９号
山口県長門市深川湯本1255番地６　メゾン湯本103、前住所山口県長門市深川湯本2273番地
破産者　白木　邦彦
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
山口県長門市深川湯本1255番地６　メゾン湯本103、前住所山口県長門市深川湯本2273番地
破産者　白木登喜子
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目９番12号
破産者　樋口喜代好
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２１号
香川県高松市屋島東町552番地６、開始決定時の住所相模原市緑区東橋本４丁目２番35―２号
破産者　藤原　信夫
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７２号
大分県別府市大字鶴見2748番地の28
破産者　木戸そよ子
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係